

入学辞退による学費等の返還について

(編入・転籍用)

本学への入学手続を完了した後に（入学時納入金を全額納入した後に）、入学または転籍の辞退を希望する場合は、大学が定める手続を行うことにより、入学申込金（入学金と同額）を除く学費その他の納入金の返還を受けることができます。手続は以下の方法での届出に限ります。

なお、延期第一次手続のみの方が入学または転籍を辞退する場合、入学申込金（入学金と同額）は返還しておりませんので、手続不要です。提出いただく書類もありません（電話による連絡も不要です）。

申請期限 2023年3月31日（金）消印有効 《簡易書留速達にて郵送のこと》

提出書類 入学辞退届
※ 別紙の大学所定用紙

送付先 法政大学 学務部 学部事務課 ○○学部担当（出願学部を記入）
〒102-8160 東京都千代田区富士見2-17-1
※法学部・文学部・経営学部・人間環境学部・キャリアデザイン学部

法政大学 多摩事務部 ○○学部事務課（出願学部を記入）
〒194-0298 東京都町田市相原町4-3-4
※社会学部・現代福祉学部・スポーツ健康学部

申請上の注意

1. 申請期限までに必要書類が提出できない場合、または提出書類の記載内容に不備・誤りがある場合には、納入金の返還は受けられません。
2. 「入学辞退届」には本人および保証人の署名・捺印が必要です。
3. 返還金の振込先指定口座の名義人は本人もしくは上記の保証人のものに限ります。
4. 入学手続金納入時の払込手数料は返還対象外となります。
5. 外国送金の場合は振込手数料が差し引かれます。
6. 「入学辞退届」の「返金額欄」に記入する金額は学部・学科によって異なります。
「学費明細」の中に記載のある「第1期（入学手続時納入分）合計」から「入学申込金（入学金と同額）」を差し引いた金額を右詰めで記入し、金額の先頭に「¥」（エンマーク）を記入してください（なお、外国送金の場合には、振込手数料を差し引いた金額を返還します）。
7. 返還金の振込は4月下旬の予定です（返還金の振込に際して大学から通知はいたしませんので、振込先口座をご確認ください）。4月末までに振込が無い場合にはご連絡ください。
8. 入学辞退届を提出した後の辞退取消は認めません。

以上

